

議案第11号

佐野市防災会議条例等の改正等について

佐野市防災会議条例の一部を改正する等の条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市防災会議条例の一部を改正する等の条例

(佐野市防災会議条例の一部改正)

第1条 佐野市防災会議条例（平成17年佐野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、佐野市水防計画に関し調査審議すること。

(佐野市水防協議会条例の廃止)

第2条 佐野市水防協議会条例（平成17年佐野市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地域防災に関する事務及び水防に関する事務を一体的に執行するため佐野市防災会議の所掌事務を改め、及び佐野市水防協議会を廃止したいので提案するものです。

議案第11号参考資料

佐野市防災会議条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定に基づき、佐野市水防計画</u> <u>に関し調査審議すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>